

京大広報

No. 113

京都大学広報委員会

第3次定員削減について

昭和50年7月24日行政監理委員会が、昭和50年度を初年度とする国家公務員の第3次定員削減計画について、計画を繰り上げ実施し、51年度においても50年度並みの厳しい削減を行うべきであるとの提言を行政管理庁長官に行ったという新聞報道があった。これに対し総長は、即日、国立大学協会の副会長として、林会長と共に文部省岩間事務次官を訪ね、嚴重に善処方を申し入れた。

さらに、7月29日同計画について閣議決定が行われたとの情報を得て、同30日、国立大学協会林会長、同相磯副会長 および 渡辺第6常置委員長は、文部省岩間事務次官、行政管理庁平井事務次官および大蔵省竹内事務次官を歴訪し、今回の閣議決定について、大学職員の特殊性の尊重と新規増員の促進など、国立大学については特別の配慮をすることを強く申し入れた。

教育実習に見られる最近の傾向について

京都大学が教育職員免許法に基づき「学外協力学校委託方式」によって実施している教育実習は、昭和25年度に開始以来四半世紀を経過した。この間教育学部は、昭和47年7月26日付「京大広報」№74に「教育実習オリエンテーションについて」と題する報告を行ったが、今回は教育実習履修をめぐる最近の傾向について報告する。なお、以下の履修学生数とは、履修申込後実習学校決定までに取り止めた者を除外した人数である。ただし、昭和50年度履修学生数については、参加申込

数である。

1 教育実習履修学生数の多い京都大学

表1にも示されているが、本学はいわゆる附属学校をもたないにもかかわらず、国立の総合大学では教育実習履修者が例年最も多いグループに属している。

表1 東京大学、名古屋大学、京都大学における教育実習履修学生数の年次推移

大学名		東京大学	名古屋大学	京都大学
年 度				
昭和	44	172 人	162 人	272 人
	45	190	124	327
	46	298	251	408
	47	226	258	343
	48	318	288	358
	49	322	308	384
	50	313	342	415

備考1 東京大学、名古屋大学では、教育実習の一部を附属学校に委託している。

備考2 上記のほか昭和50年度において九州大学198人、北海道大学228人、東北大学550人の教育実習履修学生数を参考までに記す。

2 出身学校等委託方式への転換

本学では、その当初から今日まで、教育実習のすべてを学外の協力学校に委託してきたのであるが、この間、三たびその実施方法をかえざるをえなかった。すなわち、昭和25年度以来19年間は教育実習のすべてを京都市内の協力学校で実施する「京都市内協力学校委託方式」であった。しかし、昭和44年度からは、それに加えて教育実習履修希望学生の出身中学校および高等学校などでも履修できる「出身学校等委託方式」を併用してき

た。そして昭和49年度からは「出身学校等委託を原則とする方式」に転換せざるをえなくなった。

その結果、教育実習履修学生の増加とともに、最近の協力学校数は昭和43年の5倍にあたる250校を越え、学校の所在する都道府県は全国各地にひろがり、そのために京都をはじめとして、近畿で教育実習をうける学生の割合も減少しつつある。(表2参照) これは教員養成制度の行財政的不備などに起因して全国的にたどってきた傾向でもある。なお、京都では、当面の問題の打開のために、昭和48年度から京都市教育委員会、京都市教職員組合および京都地区教職課程協議会(京都にある30大学で構成)の三者によって協議が行われ、事態改善への努力が続けられている。

3 履修申込後の取り止め率は減少

昭和47年度には、教育実習履修申込後の取り止め率が高かったが、その後の努力によりこれは改善されてきた。しかし、例年、理科系の取り止め率は、文科系よりやや高い。(表3参照) なお、取り止めとは、履修申込後実習学校決定までに取り止めたものである。実習学校が決定し、本学より各実習学校に名簿を送付した後は、実習学校で実習実務が開始され、実習委託に伴う経費支出の対象となるので、これ以後取り止めた者は欠席扱いとなる。

4 実習学校は高等学校中心に転換

昭和49年度に「出身学校等委託を原則とする方式」に転換してからは、中学校で教育実習をうける学生が減少し、高等学校で教育実習をうける学生が増えてきた。(表4参照) それに応じて、各教科の教育および実習前のオリエンテーションを充実させる必要がでてきている。(表5参照)

表2 京都大学の年度別教育実習履修学生数、協力学校数、学校種別および地域分布

年度	履修学生数	協力学校数	内 訳			協力学校所在地数	内近畿で実習した学生数と%
			高等学校	中学校	養護学校		
昭和25	人40	校8	校4	校4	校0	1	人40 (100.0)
26	158	13	5	8	0	1	158 (100.0)
27	324	22	5	17	0	1	324 (100.0)
28	266	26	4	22	0	1	266 (100.0)
29	373	31	4	27	0	1	373 (100.0)
30	460	38	10	28	0	1	460 (100.0)
31	346	36	10	26	0	1	346 (100.0)
32	276	33	10	23	0	1	276 (100.0)
33	250	29	10	19	0	1	250 (100.0)
34	202	23	6	17	0	1	202 (100.0)
35	184	24	7	17	0	1	184 (100.0)
36	142	18	7	9	2	3	142 (100.0)
37	126	22	11	9	2	3	126 (100.0)
38	166	22	11	9	2	3	166 (100.0)
39	193	28	15	11	2	3	193 (100.0)
40	288	36	15	19	2	3	288 (100.0)
41	322	45	17	26	2	3	322 (100.0)
42	351	52	17	33	2	3	351 (100.0)
43	341	53	17	34	2	3	341 (100.0)
44	272	91	59	30	2	18	253 (93.0)
45	327	123	73	49	1	26	286 (87.5)
46	408	190	119	70	1	32	343 (84.1)
47	343	134	82	50	2	30	287 (83.7)
48	358	179	106	70	3	27	297 (83.0)
49	384	238	153	82	3	41	300 (78.1)
50	415	258	184	71	3	43	224 (54.0)

5 文学部、教育学部、理学部では卒業生の半数前後が教育実習を履修

教育実習をうける学生は、理科系学部の方がやや多い。(表6参照) これを学部別に見ると、文学部、教育学部、理学部では卒業生の半数前後が

表3 年度別教育実習履修申込数、実施数、取り止め率

年度	申込数	実施数	取り止め率	内 訳 1						内 訳 2					
				文 科 系			理 科 系			京 都 地 区 学 校			出 身 学 校		
				申込数	実施数	取り止め率	申込数	実施数	取り止め率	申込数	実施数	取り止め率	申込数	実施数	取り止め率
昭和47	人421	人343	(18.5)	人164	人139	(15.2)	人257	人204	(20.6)	人221	人197	(10.9)	人200	人146	(27.0)
48	423	358	(15.4)	163	146	(10.4)	260	212	(18.5)	233	192	(17.6)	190	166	(12.6)
49	421	384	(8.8)	163	152	(6.7)	258	232	(10.1)	71	67	(5.6)	350	317	(9.4)

表 4 年度別実習学校種別と実習学生数

年 度	履 修 学 生 数	学 校 種 別 1		学 校 種 別 2		
		京都地区学校 実習学生数	出身学校 実習学生数	中学校実習 学 生 数	高等学校実習 学 生 数	養護学校実習 学 生 数
昭和	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
47	343	197 (57.4)	146 (42.6)	144 (42.0)	189 (55.1)	10 (2.9)
48	358	192 (53.6)	166 (46.4)	142 (39.7)	204 (57.0)	12 (3.4)
49	384	67 (17.4)	317 (82.6)	94 (24.5)	283 (73.7)	7 (1.8)
50	415	66 (15.9)	349 (84.1)	83 (20.0)	325 (78.3)	7 (1.7)

表 5 年度別教科別実習学生数

年度	中 学 校					高 等 学 校													養護 学校
	国語	社会	英語	数学	理科	国語	日本 史	世界 史	地理	倫社 政経	英語	仏語	数学	物理	化学	生物	地学	農業	
昭和	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
47	12	17	10	56	49	11	10	14	1	13	37	0	48	15	25	13	2	0	10
48	8	17	17	49	51	7	20	21	2	12	23	0	61	16	20	18	2	2	12
49	7	19	14	25	29	17	34	19	0	13	15	1	85	36	43	18	2	0	7

表 6 年度別学部別教育実習履修学生数

年 度	学 部 () 内は全学部中の%								文 科 系	理 科 系
	文	教 育	法	経 済	理	薬	工	農		
昭和	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
47	95(27.7)	26(7.6)	7(2.0)	11(3.2)	113(32.9)	6(1.7)	47(13.7)	38(11.1)	139(40.5)	204(59.5)
48	83(23.2)	35(9.8)	14(3.9)	14(3.9)	116(32.4)	11(3.1)	40(11.2)	45(12.6)	146(40.8)	212(59.2)
49	98(25.5)	33(8.6)	8(2.1)	13(3.4)	115(29.9)	9(2.3)	59(15.4)	49(12.8)	152(39.6)	232(60.4)
50	121(29.2)	40(9.6)	12(2.9)	22(5.3)	113(27.2)	10(2.4)	52(12.5)	45(10.8)	195(47.0)	220(53.0)

表 7 年度別学部別卒業学生数・教育実習履修学生数

年 度	文		教 育		法		経 済		理		薬		工		農		合 計	
	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数	卒業 生数	実習 生数
昭和	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)	人	人 (%)
47	191	95 (49.7)	51	26 (51.0)	288	7 (2.4)	209	11 (5.3)	283	113 (39.9)	78	6 (7.7)	934	47 (5.0)	267	38 (14.2)	2,301	343 (14.9)
48	196	83 (42.3)	38	35 (92.1)	340	14 (4.1)	203	14 (6.9)	246	116 (47.2)	74	11 (14.9)	884	40 (4.5)	277	45 (16.3)	2,258	358 (15.9)
49	191	98 (51.3)	38	33 (86.8)	300	8 (2.7)	225	13 (5.8)	242	115 (47.5)	68	9 (13.2)	855	59 (6.9)	232	49 (21.1)	2,151	384 (17.9)

備考 教育実習履修学生は4年生以上の学部学生だけでなく、大学院学生、聴講生も含まれているので、表7の%はおおよその傾向を示すにとどまる。特に教育学部の場合は教育職員免許状取得のための聴講生が多いので、高率を示しているが、学部学生だけを見ると約50%前後である。(表8参照) なお、医学部学生で教育実習を履修した者はなかったので、表には含まれていない。

表 8 昭和50年度学部別、学部学生・大学院学生・聴講生別、教育実習履修学生数

学部別 種別	文	教 育	法	経 済	理	薬	工	農	文 科 系	理 科 系	合 計
学 部 学 生	114	22	12	22	97	7	22	35	170(51.4)	161(48.6)	331(79.8)
大 学 院 学 生	5	3	0	0	15	3	25	10	8(13.1)	53(86.9)	61(14.7)
聴 講 生	2	15	0	0	1	0	5	0	17(73.9)	6(26.1)	23(5.5)
合 計	121	40	12	22	113	10	52	45	195(47.0)	220(53.0)	415(100.0)
学部学生の割合 (%)	(94.2)	(55.0)	(100.0)	(100.0)	(85.8)	(70.0)	(42.3)	(77.8)	(87.2)	(73.2)	(79.8)

教育実習をうけている。(表7参照)

6 教育実習履修学生の15%は大学院学生

昭和50年度の統計だけでいえば、教育実習履修学生の80%が学部学生、15%が大学院学生、5%が聴講生である。この場合大学院学生は理科系が多く、聴講生は文科系が多い。(表8参照)

7 教育実習履修率の高い女子学生

昭和49年度の教育実習履修学生384人中女子学生は69人(18.0%)で、これは卒業女子学生145人中の47.6%にあたる。なお、昭和50年度教育実習履修学生415人中の女子学生は90人(21.7%)である。

8 教育実習の半数は6月に実施

昭和43年度までは、教育実習の実施は7月と9月であったが、昭和49年度に「出身学校等委託を原則とする方式」に転換してからは、5月から11月までの各月にわたって実施されており、特に6月、次には9月、10月に集中してきている。(表9参照) これは、地域や学校種別に 関係なく見られる傾向である。

表9 昭和49年度教育実習実施月別人数

年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
昭和49	人(%) 29 (7.6)	人(%) 195 (50.8)	人(%) 15 (3.9)	人(%) 3 (0.8)	人(%) 100 (26.0)	人(%) 39 (10.2)	人(%) 3 (0.8)

9 教育実習単位の修得について

過去5年間を見ると、教育実習に参加した者で単位を修得できなかった者はなく、単位の修得率は極めて高い。

10 おわりに

昭和49年度以来、顕著に示されてきている上記の諸傾向については、教職科目連絡協議会で報告・討議を行った。

これは、まず、今後の教職教育の内容充実の方向に示唆を与えるものである。次に、教育学部教務掛では、教育学部の教務に関する業務以外に教職教育の立案・実行業務、学生に対する履修指導

業務、各教職教育資料の作成配布業務、実習協力学校に対する委託業務、各地の教育委員会等関係機関・組織との連絡・協議業務、教育実習評価資料の整理業務、単位修得の報告と委託金支払業務などの事務量が飛躍的に増し、さまざまな支障がでてきている。これに対しては、緊急に全学的な協力を得て、教職担当専門の教務掛を設け、事態の解決を図ることが必要である。(教育学部)

白馬山の家の夏季開設について

本学の学生および教職員の厚生施設として、例年夏季および冬季に開設されている白馬山の家を、今夏も下記により開設しますので、利用を希望される方は、直接体育会事務室まで申し込んでください。

この山の家は、中部山岳国立公園白馬山麓の栂池高原にあり、雄大な北アルプスの峰々に囲まれ、登山および避暑などに最適です。

なお、建物は、山小屋風の木造地上2階地下1階建で、間取りは1階が食堂兼談話室、2階が寝室(ベッドで42名収容)、地階が浴室、乾燥室等からなっています。

記

- 1 名 称 京大^{ほくほ}白馬^{あすみ}山^{おたり}の家
- 2 所在地 長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869の2

(交通機関)

国鉄大糸線「白馬大池駅」下車、松本電鉄バス「親の原」下車、徒歩約20分

- 3 開設期間 7月20日(日)から8月20日(水)まで
- 4 所要経費 1人1泊 使用料80円、ほかに食費等実費程度
- 5 申込み 運営に関しては、体育会が窓口となっていますので、申込みその他利用に関する詳細は、体育会事務室(西部構内総合体育館内・電話学内2574)に照会してください。
- 6 備 考 冬季開設は、12月10日(水)から1月10日(土)まで、ならびに2月10日(火)から4月20日(火)までの予定。(学生部)

学生部長の交替について

山本常信学生部長は、7月1日辞任された。その後任として、西島安則教授（工学部・高分子構造）が同日付けで新学生部長に発令された。

国立大学の定員その他に関する 国立大学協会の要望について

このたび国立大学協会会長から次のとおり報告があった。

国大協総第60号
昭和50年6月27日

各国立大学長殿

国立大学協会
会長 林 健太郎
要望書の処理について

去る6月16日同17日開催の第56回総会において決議された各要望書については、それぞれ下記のとおり関係方面に要望いたしましたのでご報告いたします。なおそのうち特に文部省に対しては、去る6月17日岩間事務次官（井内大学局長同席）に林会長、岡本、相磯両副会長、広根第3、池田第4、後藤第5、渡辺第6各常置委員長が、外務省に対しては去る6月18日堀文化事業部長に後藤第5常置委員長、井上第5常置委員が、さらに人事院に対しては去る6月19日藤井総裁（加藤人事官、尾崎事務総長、茨木給与局長同席）に林会長、渡辺第6常置委員長、太田第6常置委員が、大蔵省に対しては同日高木事務次官（広江主計官、米沢主査同席）に、また行政管理庁に対しては同日平井事務次官に林会長、相磯副会長、渡辺第6常置委員長がそれぞれ面談し要望の趣旨を説明し懇談したので申し添えます。

記

要 望 書

宛 先

1. 国立大学の定員について（要望） 文部大臣ほか文部省関係官、行政管理庁長官ほか行政管理庁各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官
2. 大学における課外 文部大臣ほか文部省各

活動の振興に関する
要望

3. 正課中における学生の災害事故対策について（要望）
4. 大学保健管理施設の増設・充実にについて（要望）
5. 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書
6. 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
7. 学長の国際交流に関する要望書
8. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、スポーツ安全協会会長
文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官
文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官
文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、日本育英会会長
文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、外務大臣、文化事業部長、日本学術振興会会長
文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、人事院総裁ほか人事院各関係官

昭和50年6月17日
国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学の定員について（要望）

国立大学協会はこのたび開催の第56回総会の決議により、昭和51年度予算編成にあたりわが国の研究教育水準の維持発展に支障を来すおそれのないよう、政府において総定員法のあり方について検討を加えられ慎重な配慮をたまわりたく要望いたします。

殊に国立大学は多数の常勤的非常勤職員を有しており、また大学、学部、附属病院等の新設、増設に当たっては多数の定員を必要としますが、これらの問題を現行法の枠内で解決することは極めて困難な状況にあることを申し添えます。

昭和50年 6月16日
 国立大学協会
 会長 林 健太郎

大学における課外活動の振興に
 関する要望について

国立大学協会は、このたび 6月16日同17日開催の第56回総会において別紙のとおり大学における課外活動の振興に関する要望書を提出することを決議いたしました。

大学教育における学生の課外活動振興の重要性にかんがみ特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

大学における課外活動の振興に
 関する要望

大学における課外の体育・文化サークル活動は従来より学生の人間形成上にも大きい価値のあるものとして評価されてまいりました。したがって学内のクラブ活動と大学の主催又はこれに準ずる課外の行事については、その一層の振興策がとられるべきであると考えます。

1. 課外活動における顧問教官の地位の重要性と
 これに見合う厚生補導費の増額について

国立大学協会においては、さきに学生サークル部室の新営について2回にわたり要望書を提出いたしました。さらに当協会は

「教官と学生との間のコミュニケーションの問題に関するアンケート調査」集計報告（昭和47年11月）

の中で、課外活動が教官と学生との間のコミュニケーションに果たしている大きな役割を明らかにし、その中で顧問教官の課外活動に果たす役割を高く評価してまいりました。また、

調査報告：

「課外活動中における学生の災害事故について」（昭和49年11月）

においては、災害事故の実態調査と防止対策について、検討を重ね、ここでも顧問教官が大きい役割を果たしていることを明らかにしております。

しかるに、このような重要な役割にもかかわらず、顧問教官は種々の制約のため充分にその力量が発揮されないのは、私ども日頃から遺憾に思っているところであります。そしてその難点の多くは以下にのべるように財政的な面より生ずるもの

と思われます。このため私たちは、必要な予算的配慮を要望するものであります。

大学における課外活動顧問教官は、前掲の両調査報告にもあるように

- (イ) 学生団体の学内における活動全般に対する助言指導
- (ロ) 施設・設備の整備促進
- (ハ) 対外的活動における助言
- (ニ) 教官・学生間のコミュニケーションの促進強化

(ホ) 個々の課外活動分野での専門的知識の導入等多面的な役割を果たし、その活動は課外活動を促進する上に大きい地位を占めております。このため顧問教官の積極的な活動を期待する声は学内において高まっております。ところが顧問教官は、その責務を果たすうえで精神的にはもちろん、物質的な側面においても多大な負担を強いられているのが実情であります。と申しますのは、もとより課外活動は学生の自主的活動ではありますが、教師特に顧問教官は課外活動の教育的意義にかんがみ教育的配慮を払いつつ可能な条件のもとで種々の行事に加わって、その中で教官、学生間の交流を發展させているのであります。そしてそこでは、当然旅費、会合費その他の支出も必要といたします。

更に、課外活動、特に体育系のクラブの場合では、万全の注意にもかかわらず、災害事故の発生することは避けられず、その際顧問教官の立場は微妙なものになってまいります。当協会の調査によると、かかる場合には、顧問教官は実際上その経済的負担をも負わざるをえぬ場合が多いのであります。

もちろん課外活動そのものは学生の自発的活動でありまして、その中で起こる災害事故に対しては、別個の対策がとられるべきでありましょうが、上のような立場に立つ顧問教官に対しては、このような非常事態の生じた時にこそ、大学としては充分な活動を期待しなければならぬのは自ら明らかな次第であります。

これらの諸点を御考慮の上、これに見合う厚生補償費の増額をこの際切に要望いたします。

2. 課外活動中における災害事故対策について

なお、これとは別に、課外活動中における災

害事故の救済策につきましては、大学における学生健康保険・後援会等並びに、スポーツ安全協会傷害保険等一定の考慮は払われてまいりましたが、その普及率などについては、なおはなはだ不十分の感があります。

また、山岳遭難などについては、平時から技術の向上策など、とるべき手段もなお検討の余地はあるものの、一度事故が発生すれば大学では多くの場合、緊急に対策本部を設け、必要に応じ連絡員や捜索隊の出動などの応急措置をとらざるを得ません。

こうした場合、山岳保険制度などの制度がありますが、前記のスポーツ安全協会傷害保険なども含めて、国の補助により保険料の引き下げにより一層の普及をはかると同時に給付の増額を促進されることを要望いたします。

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

正課中における学生の災害事故
対策について（要望）

国立大学協会は、予てより正課中における学生の災害事故対策について検討を重ね昭和48年度以降要望書を提出して参りましたが、その後これが実現の方向へ検討がすすめられていることはわれわれのひとしく感謝するところであります。しかしながら問題の緊要性にかんがみ、このたび重ねて別紙要望書を提出いたしますので、速かに要望の趣旨が実現いたしますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

正課中における学生の災害事故
対策について

大学教育の拡充にとともに、体育・実験・実習など正課中における学生の災害事故の増加は、大学運営上の困難な問題となっており、これに対する対策の確立は、教官・学生いずれの側にとっても重大な関心事となりつつある。本来、学問の進歩に即応し、各分野の専門的研究と結びつかなく

てはならない大学教育の特殊な性格を考えると、教育実施の過程における不測の事故に対する十分な対策を制度的に確立しておくことは、緊急な必要事であると考えられる。

国立大学協会は、予てよりこの問題に関し、各大学における災害事故の実態を調査し、これに対する対応策を検討してきたが、ここに下記基本方針に沿い、早急にこれが制度化を要望する次第である。

記

- 1 対象を正課中における災害事故に限定する。
- 2 互助精神を基本にしてそのための制度化を進める。
- 3 大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する。
- 4 適用の範囲は学部学生、大学院生、研究生その他これに準ずる者とする。

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

大学保健管理施設の増設・充実に
ついて（要望）

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性和保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターの一部に教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和51年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理施設の増設・充実に
ついて

現在保健管理センターにおいては、一般的な保

健康管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほかに、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要が生じ、その業務はますます重大性を加えている。

ついては、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学共同利用研修施設設置
に関する要望書

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年度以降その一部が実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究

ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約3,000㎡
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために充分な用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

昭和50年6月16日

国立大学協会
会長 林 健太郎

大学および大学院の奨学制度の
拡充についての要望書

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における物価水準の異常な上昇に比べて、貸与金額の改善が著しい立ち遅れを示してい

る現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

昭和50年度において改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の急激な増大に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 学部および大学院の学生に対する貸与額を、最近の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

学長の国際交流に関する要望書

昭和48、49の両年にわたり、西ドイツとわが国との大学の学長の相互招待による交流が行われ大学制度大学の管理運営等について相互に理解を深めることができましたが、このことは両国の大学の管理運営の上に益するところが大きいばかりでなく、今後の両国の学術の交流の促進と、両国間の国際親善にも寄与するところが大きいものと思われま。

国立大学協会は上記の日独学長交流の成果にかんがみ、今後は交流の範囲を拡大して広く海外の諸大学の学長とわが国の大学の学長との交流を活発に行うことが望ましいと考えるので、本6月16日開催の第56回総会において別紙の要望書を決議いたしました。

つきましては、本要望の趣旨をご賢察の上、これが実現について、特段の御配慮をお願いいたします。

要 望 書

昭和48年5月20日より6月10日までの間、東京

工業大学長加藤六美ほか5名の国立大学長が西ドイツ政府の招待を受け、西ドイツにおける大学の視察並びに学長、学術団体の理事者等との意見の交換を行い、次いで翌昭和49年9月30日より10月20日までの間、西ドイツの学長団6名を日本に招待して、わが国の大学の視察と学長、学術団体の理事者等との意見の交換を行った。

この相互招待による交流は、西ドイツ学長会議と当国立大学協会との間で計画が進められ、両国の政府及び学術団体の協力により実現を見たもので、両国の学長が相互に大学の制度、大学の行財政、大学の管理運営等について理解を深めることができ極めて大きな成果を収めた。このことについては日独双方の参加者が、今後の学術の交流の促進と、両国間の親善にも益するところ大であると、その成果を評価している。

国立大学協会は、上記の成果にかんがみ、西ドイツとわが国の学長との交流に止めることなく、広く海外の諸大学の学長との交流を行うよう努力する所存であるが、政府をはじめ学術関係諸団体においても、学長の国際交流を活発に行う方途を講ずるよう努力せられたく、差し当っては下記の事項について実現を図られるよう要望する。

記

1. 招待国の政府が、相互に旅費その他の経費を負担して実施することを原則とする大学の学長の国際交流を毎年活発に行うこと。
2. 昭和51年度以降の文部省予算に海外の大学の学長10名以上をわが国に招待するために必要な経費を計上すること。
3. 相互に経費を負担して学長の国際交流を行う方式が慣行化するまでの間、交流の相手国の事情によっては、わが国から学長若干名を海外の大学に派遣する経費をわが国が負担するものとし、そのために要する経費について予算措置を講ずること。
4. 昭和50年度においても、予算の運用上可能な範囲内で、若干名の学長をわが国に招待できるよう配慮すること。
5. 各国の大学制度に相違があるので、学長の国際交流の実施は国立大学に限ることなく、弾力性のある運用を図ること。

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

昭和50年6月17日

文部大臣殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学教官等の待遇改善に関

する要望書について

国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第56回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関

する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性と特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として甚だしく低い状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。殊に現在、高等教育の機会拡大の要請に対処するため、高等教育機関の計画的拡充が必要となっている状態のもとでは、有為の人材を大学にますます多く確保することが急務であり、そのためにも、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であると思われる。こうした点をふまえここにつぎの諸点の実現方を強く要望する。

1. 大学教官に有為な人材を確保し得るよう俸給水準を大幅に引き上げること。

学校教育法に定める職務内容によるまでもなく、大学教官は専門職者として学術研究に従事し、進歩発展しつつある内外の研究成果を摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく責務と同時に研究成果にもとづいて高度の専門教育を行なう特殊かつ重要な社会的責務を負っている。

人材確保法にもとづいて、義務教育教員については大幅な待遇改善が行なわれた。これに伴い、人事院勧告によって国立大学教官の俸給との調整措置がなされたが、それは未だ甚だしく不十分で、殊に下位等級者については早急に格

別な措置が必要である。

大学教官の俸給をその責務にふさわしい水準に引き上げることによって人材確保を図り、あわせて義務教育教員の俸給との権衡を図ることが社会的にみて公正 妥当な措置であると考え

2. 助教授と講師の俸給表上の等級の一本化を検討すること。

講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められている。また実態としても、講師の職務内容は、助教授のそれと大差がない。そこで、現行俸給表における講師の3等級格付けを助教授の2等級格付けに変更し、両等級の一本化を図る方向で検討されたい。

3. 引続き、中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること。

一般公務員 および 民間の研究職員と比較して、国立大学教官の給与は、中堅および若手層でとくに低い。これらの人々が研究と教育の重要な担い手であることにかんがみ、初任給の大幅引上げをはかり、昇給曲線を「中だるみ」から「中ぶくらみ」に是正するよう措置することを考慮されたい。

4. 指定職の定数を増加させ、すべての部局長に指定職を適用すること。

教官の給与を上げるために指定職甲乙の制度が昭和48年度より一本化されたが、未だその定数は少なく一部の部局長に適用されているのにとどまる。

よってこのさい、指定職全体の適用範囲と定数を更に大幅に拡充するよう配慮されたい。具体的には、大学の部局長の職にあるものについては、現行の管理職手当適用をやめて指定職を全部局長にその在職期間中適用するように定数を増加させる。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情を考慮し、全学段階の学生委員、補導委員等の学内教育行政の激職にあるものには管理職手当を適用するよう配慮されたい。

6. 研究教育補助職員について待遇を大幅に改善すること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果たす役割は大きくとりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることか

ら、有為の人材確保が困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために、別建ての俸給表を新設し、あわせて俸給水準を大幅に引き上げることを強く要望する。

昭和50年6月17日

国立大学協会

会長 林

健太郎